様式第3号(第8条関係)

第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年　 月　 日付けで申請のありました身延町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)の支給については、次のとおり支給することを決定しましたので、身延町犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱第8条第1項の規定により通知します。

1　支給金額　　　　　　　　　　円

2　支給条件

身延町犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱第9条の規定により見舞金の支給の決定の取消しを受け、同要綱第10条の規定により見舞金の返還を求められた場合は、当該返還の期限までに納付すること。